

1	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	スチレンは最終基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルは最終基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
3	アクリロニトリル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	スチレンは最終基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	アクリロニトリル・スチレン・N-フェニルマレイミド共重合体	○	○	-	○	○	II	3	(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルは最終基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
5	アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルは最終基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
6	アクリロニトリル・ α -メチルスチレン共重合体	○	○	-	○	○	II	3	他の(1)の硬質相及び(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 α -メチルスチレンは最終基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
(2)弾性体相									
1	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
2	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたアクリル酸ブチル単重合体	○	○	-	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
3	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたアクリル酸ブチル・1, 3-ブタジエン共重合体	○	○	-	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
4	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたエチレン・ジシクロペンタジエン・プロピレン共重合体	○	○	-	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
5	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体又は1, 3-ブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
6	アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化された1, 3-ブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
7	スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。

10. エチレン・酢酸ビニル共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	一酸化炭素・エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	-	○	○	III	2	
2	エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
3	無水マレイン酸修飾されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	-	○	○	III	2	

11. エチレン・テトラシクロドデセン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・テトラシクロドデセン共重合体	○	○	-	○	○	III	2	テトラシクロドデセンは基ポリマー構成成分に対して10~50mol%の範囲であること。

12. エチレン・2-ノルボルネン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・2-ノルボルネン共重合体	○	-	○	○	○	III	2	2-ノルボルネンは基ポリマー構成成分に対して9~31% (3~12mol%) 又は46~89% (20~70mol%) の範囲であること。

13. エチレン・ビニルアルコール共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1, 2-エポキシプロパン修飾及び加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
3	加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル・3, 4-ジアセトキシ-1-ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 エチレンは基ポリマー構成成分に対して38mol%以下であること。 3, 4-ジアセトキシ-1-ブテンは基ポリマー構成成分に対して3.3mol%以下であること。
4	加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル・2-メチレン-1, 3-プロパンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
5	ビニルトリメトキシシラン修飾及び加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。

14. エチレン・メタクリル酸共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

15. エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	-	○	II	2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。。

(32)	N, N-ジベンジル-エチレンジアミン									
(33)	2-(ジメチルアミノ)-2-メチル-1-プロパノール									
(34)	ジメチルアミン									
(35)	水素化処理されたアニリン・ホルムアルデヒド共重合体									
(36)	テトラエチレンペンタミン									
(37)	N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-アジピン酸アミド									
(38)	トリエタノールアミン									
(39)	トリエチルアミン									
(40)	トリエチレンジアミン									
(41)	トリエチレンテトラミン									
(42)	1, 2, 3-トリクロロプロパン・ビス(2-クロロエトキシ)メタン・多硫化ナトリウム共重合体									
(43)	2, 4, 6-トリリス [(ジメチルアミノ)メチル]フェノール									
(44)	トリメチル-1, 6-ヘキサレンジアミン									
(45)	ノニルフェノール									
(46)	1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキササン									
(47)	1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキササンとグリシジルフェニルエーテルの反応生成物									
(48)	ビス(アミノメチル)ノルボルナン									
(49)	ビス [(ジメチルアミノ)メチル]フェノール									
(50)	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル・プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリス(2-アミノエチル)エーテル共重合体									
(51)	ビスフェノールAのビス(2-ヒドロキシ-3-メルカプトプロピル)エーテル									
(52)	ビス(2-プロパノール)アミン									
(53)	2-フェニルイミダゾール									
(54)	N-フェニル尿素									
(55)	フェノール									
(56)	フェノール・ホルムアルデヒド・4, 4'-メチレンジアニリン共重合体									
(57)	4-tert-ブチルフェノール									
(58)	フルフリルアルコール									
(59)	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリス(2-アミノエチル)エーテル									
(60)	ヘキサメチレンテトラミンで修飾されたフェノール・ホルムアルデヒド共重合体									
(61)	ベンジルアルコール									
(62)	N-ベンジル-エチレンジアミン									
(63)	3-ペンタデシルフェノール									
(64)	ポリプロピレングリコールのビス(2-アミノプロピル)エーテル									
(65)	無水コハク酸									
(66)	無水トリメリット酸									
(67)	無水フタル酸									
(68)	無水メチルシクロヘキササン-1, 2-ジカルボン酸									
(69)	N-メチル-3-アミノプロパノール									
(70)	メチルフェノール									
(71)	4, 4'-メチレンジアニリン									
(72)	4, 4'-メチレンジアニリン・ビスフェノールAのジグリシジルエーテル共重合体									
(73)	4, 4'-メチレンビス(シクロヘキササンアミン)									
(74)	4, 4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキシルアミン)									

18. 塩素化ポリエチレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	塩素化処理されたエチレン単重合体	○	-	-	○	○	I	2	塩素は基ポリマー構成成分に対して65%以下であること。合成樹脂区分4の基ポリマーに対して5%以下で混合して使用する場合、混合する基ポリマーの食品区分及び最高温度を適用することができる。

19. 塩素化ポリプロピレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	塩素化処理されたプロピレン単重合体	○	○	○	○	○	I	2	塩素は基ポリマー構成成分に対して56%以下であること。

20. 架橋ポリエステル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アの酸(1種以上)とイのアルコール(1種以上)及び/又はウのエポキシ化合物等とエの架橋剤(1種以上)の共重合体								カルボキシ基1molに対してヒドロキシ基及びエポキシ基等(架橋剤を除く。)の合計は3mol以下であること。
	ア 酸								
(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。

(2)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(3)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(4)	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(5)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(6)	イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(7)	オクタン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(8)	クロトン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(9)	クロレンド酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(10)	コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(11)	酢酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(12)	4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(13)	ステアリン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(14)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(15)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(16)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(17)	動植物性油脂の脂肪酸及びその2量体	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(18)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(19)	パルミチン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(20)	フタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(21)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(22)	ベラルゴン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(23)	マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(24)	無水クロレンド酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(25)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(26)	無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(27)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(28)	無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(29)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(30)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(31)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(32)	無水マレイン酸修飾されたロジン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(33)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(34)	ロジン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
イ アルコール									
(1)	イソデカノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(2)	2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(3)	2-エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(4)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(5)	エトキシ化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(6)	オクタノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(7)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(8)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(9)	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(10)	1, 4-シクロヘキサジメタノール	○	○	○	-	○	III	1	
(11)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(12)	2, 2-ジメチル-1-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(13)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(14)	デカノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(15)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(16)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(17)	2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(18)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(19)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(20)	トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(21)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(22)	2, 2-ビス(4-ヒドロキシシクロヘキシル)プロパン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(23)	ビスフェノールAとプロピレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(24)	1, 3-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(25)	1, 4-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(26)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	食品に接触する部分において酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(27)	1, 6-ヘキサジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(28)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(29)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(30)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(31)	マンニトール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(32)	無水1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(33)	α-メチルグリコシド	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(34)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	-	○	III	1	
ウ エポキシ化合物等									
(1)	アリルグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(2)	エピクロヒドリン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(3)	ジシクロペンタジエン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(4)	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(5)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。

(6)	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(7)	メタクリル酸グリシジル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(8)	2-メチルオキシラン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
エ 架橋剤									
(1)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(2)	アクリル酸2-エチルヘキシル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(3)	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(4)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(5)	アクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(6)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(7)	イソシアヌル酸トリアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(8)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(9)	シアヌル酸トリアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(10)	ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(11)	スチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(12)	トリメチロールプロパンとメタクリル酸のトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(13)	ネオペンチルグリコールとメタクリル酸のジエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(14)	ビニルピロリドン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(15)	フタル酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(16)	マレイン酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(17)	メタクリル酸アリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(18)	メタクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(19)	メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(20)	メタクリル酸ジシクロペンテニルオキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(21)	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(22)	メタクリル酸とジエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(23)	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(24)	メタクリル酸2-フェノキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(25)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(26)	メタクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(27)	メタクリル酸ベンジル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(28)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(29)	メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(30)	α-メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
(31)	4-メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。

21. 合成吸着剤及びイオン交換ポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	N-アクリルアミドプロピル-N, N, N-トリメチルアンモニウム塩化物・ジエチレングリコールのジビニルエーテル・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	アクリル酸エチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン共重合体とN, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
3	アクリル酸・エチルスチレン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
4	アクリル酸・エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレンスルホン酸共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
5	アクリル酸・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
6	アクリル酸単重合体のナトリウム塩	-	○	-	-	○	I	3	
7	アクリル酸のリチウム、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム塩・アクリル酸メチル・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
8	アクリロニトリル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
9	アクリロニトリル・塩化ビニル共重合体、メタクリル酸グリシジル単重合体及びイミノジ酢酸の反応生成物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
10	エチルスチレン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
11	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
12	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・4- (4-プロモブチル) スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の塩化物	○	○	○	○	○	III	3	
13	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・4- (4-プロモブチル) スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の水酸化物	○	○	○	○	○	III	3	
14	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
15	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・N, N-ジメチルアミノメチルスチレン・N, N-ジメチル-N, N-ビス(ビニルフェニルメチル)アンモニウムクロライド・スチレン・N-ビニルベンジル-N, N-トリメチルアンモニウムクロライド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
16	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・N, N-ジメチル-N-(6-ジメチルアミノヘキシル)アンモニウムメチルスチレンクロライド・スチレン・1, 6-ビス(N-ビニルベンジル-N, N-ジメチルアンモニオ)ヘキサジクロライド・N-ビニルベンジル-N, N, N-トリメチルアンモニウムクロライド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	

17	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレン・トリメチル〔4-（4-ビニルフェニル）ブチル〕アンモニウムプロマイド共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
18	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレン・ビニルベンジルトリメチルアンモニウムクロライド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
19	エチレン・テトラフルオロエチレン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン共重合体により架橋されたアクリル酸・エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレンスルホン酸共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
20	加水分解処理された2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸グリシジル・N-（2-ヒドロキシエチル）-2-アクリルアミド共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
21	加水分解処理された2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
22	加水分解処理されたアクリル酸・N-（2-ヒドロキシエチル）-2-アクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
23	加水分解処理されたアクリル酸メチル・アクリロニトリル・エチルスチレン・1, 7-オクタジエン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
24	加水分解処理されたアクリロニトリル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・N-ビニルホルムアミド共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
25	加水分解処理されたアクリロニトリル・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
26	加水分解処理されたアジリジン・ジエチレントリアミン・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
27	加水分解処理されたジビニルベンゼン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
28	加水分解処理された3-（N, N-ジメチルアミノプロピル）アクリルアミド・N-（2-ヒドロキシエチル）-2-アクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体の硫酸塩及びリン酸塩	○	○	○	○	○	I	3	
29	加水分解処理されたN, N, N-トリメチル-2-グリジリアンモニウム塩化物・N-（2-ヒドロキシエチル）-2-アクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
30	加水分解処理されたN-（2-ヒドロキシエチル）-2-アクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体とN, N, N-トリメチル-2-グリジリアンモニウム塩化物との反応生成物	○	○	○	○	○	I	3	
31	加水分解処理されたN-（2-ヒドロキシエチル）-2-アクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル・3-（N, N-ジメチルアミノプロピル）アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
32	加水分解処理されたメタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
33	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジエチレントリアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
34	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と2-（ジメチルアミノ）エタノールの反応生成物の塩化物	○	○	○	○	○	II	3	
35	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と2-（ジメチルアミノ）エタノールの反応生成物の水酸化物	○	○	○	○	○	II	3	
36	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と2-（ジメチルアミノ）酢酸エチルの反応生成物の加水分解物	○	○	○	○	○	II	3	
37	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジメチルアミン及びトリメチルアミンの反応生成物の硫酸塩	○	○	○	○	○	II	3	
38	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジメチルアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
39	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と1-デオキシ-1-（メチルアミノ）-ソルビトールの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
40	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリグリコラミン酸トリエチルの反応生成物の加水分解物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
41	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の塩化物	○	○	○	○	○	II	3	
42	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の水酸化物	○	○	○	○	○	II	3	
43	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の炭酸塩	○	○	○	○	○	II	3	
44	クロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の硫酸塩	○	○	○	○	○	II	3	
45	クロメチル化処理されたジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジメチルアミンの反応生成物	○	-	○	○	○	II	1	
46	1, 3-ジヒドロキシベンゼン・ピロガロール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	II	1	

1	アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相又はポリスチレンと混合する場合に限り、使用することができる。 スチレン・メタクリル酸メチル共重合体に対して30%以下で混合して使用する場合若しくはスチレン単重合体及びスチレン修飾された1,3-ブタジエン単重合体の混合物に対して20%以下で混合して使用する場合又はスチレン・メタクリル酸共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
2	アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体又は1, 3-ブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。

25. 尿素・ホルムアルデヒド共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	-	-	-	-	-	II	1	尿素 1 mol に対して反応させるホルムアルデヒドは 2 mol 以下であること。 食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

26. 熱可塑性ポリウレタン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリエステル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
	ア イソシアネート化合物								
(1)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
(2)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(3)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(4)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(5)	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート								
(6)	2, 4-トルエンジイソシアネート								
(7)	2, 6-トルエンジイソシアネート								
(8)	ヘキサメチレンジイソシアネート								
	イ ポリエステルのモノマー類								
(1)	アジピン酸								
(2)	エチレングリコール								
(3)	ジエチレングリコール								
(4)	セバシン酸								
(5)	1, 9-ノナンジオール								
(6)	1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン								
(7)	1, 4-ブタンジオール								
(8)	1, 3-プロパンジオール								
(9)	プロピレングリコール								
(10)	1, 6-ヘキサジオール								
(11)	1, 5-ペンタンジオール								
(12)	無水コハク酸								
(13)	無水フタル酸								
(14)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール								
(15)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール								
2	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリエーテル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
	ア イソシアネート化合物								
(1)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
(2)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(3)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(4)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(5)	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート								
(6)	2, 4-トルエンジイソシアネート								
(7)	2, 6-トルエンジイソシアネート								
(8)	ヘキサメチレンジイソシアネート								
	イ ポリエーテル類のモノマー								
(1)	エチレングリコール								
(2)	オキシラン								
(3)	ジエチレングリコール								
(4)	テトラヒドロフラン								
(5)	1, 9-ノナンジオール								
(6)	1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン								
(7)	1, 4-ブタンジオール								
(8)	1, 3-プロパンジオール								
(9)	プロピレングリコール								
(10)	1, 6-ヘキサジオール								
(11)	1, 5-ペンタンジオール								
(12)	2-メチルオキシラン								
(13)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール								
(14)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール								
3	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリカプロラク톤共重合体	○	○	○	○	○	II	3	

	ア イソシアネート化合物								
(1)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
(2)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(3)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(4)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(5)	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート								
(6)	2, 4-トルエンジイソシアネート								
(7)	2, 6-トルエンジイソシアネート								
(8)	ヘキサメチレンジイソシアネート								
	イ ポリカプロラクトン類のモノマー								
(1)	エチレングリコール								
(2)	カプロラクトン								
(3)	ジエチレングリコール								
(4)	ネオペンチルグリコール								
(5)	1, 9-ノナンジオール								
(6)	1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン								
(7)	1, 4-ブタンジオール								
(8)	1, 3-プロパンジオール								
(9)	1, 6-ヘキサジオール								
(10)	1, 5-ペンタンジオール								
(11)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール								
(12)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール								
4	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリカーボネートの共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
	ア イソシアネート化合物								
(1)	1, 2-キシレンジイソシアネート								
(2)	1, 3-キシレンジイソシアネート								
(3)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
(4)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(5)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(6)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
(7)	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート								
(8)	2, 4-トルエンジイソシアネート								
(9)	2, 6-トルエンジイソシアネート								
(10)	ヘキサメチレンジイソシアネート								
	イ ポリカーボネート類のモノマー								
(1)	エチレングリコール								
(2)	ジエチレングリコール								
(3)	2-ジオキサノン								
(4)	炭酸ジエチル								
(5)	炭酸ジフェニル								
(6)	炭酸ジメチル								
(7)	二酸化炭素								
(8)	1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン								
(9)	1, 3-ブタンジオール								
(10)	1, 4-ブタンジオール								
(11)	1, 3-プロパンジオール								
(12)	1, 6-ヘキサジオール								
(13)	1, 5-ペンタンジオール								
(14)	水								
(15)	2-メチル-1, 8-オクタンジオール								
(16)	4-メチル-2-ジオキサノン								
(17)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール								
(18)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール								
5	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするジオール化合物の共重合体								
	ア イソシアネート化合物								
(1)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(2)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(3)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(4)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(5)	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(6)	2, 4-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(7)	2, 6-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
(8)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	イ ジオール類のモノマー								
(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	II	3	
(2)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(3)	エチレングリコールのモノプロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	3	
(4)	エポキシ化処理された脂肪酸(飽和C=16~18、不飽和C=18)のメチルエステル・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(5)	オキシラン	○	○	○	○	○	II	3	
(6)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	II	3	
(7)	酸化処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	3	

(8)	2, 4-ジエチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	3	
(9)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(10)	2-ジオキソラン	○	○	○	○	○	II	3	
(11)	水酸基末端のブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(12)	水素化処理及び水酸基又はカルボキシ基又はエポキシ基末端処理された1, 3-ブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(13)	水素化処理及び水酸基末端処理されたイソブレン単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(14)	炭酸ジエチル	○	○	○	○	○	II	3	
(15)	炭酸ジフェニル	○	○	○	○	○	II	3	
(16)	炭酸ジメチル	○	○	○	○	○	II	3	
(17)	N, N, N', N' -テトラキス(2-ヒドロキシプロピル) -エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	3	
(18)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	II	3	
(19)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	III	3	
(20)	二酸化炭素	○	○	○	○	○	II	3	
(21)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(22)	1, 9-ノナンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(23)	1, 4-ビス(2-ヒドロキシエトキシ) ベンゼン	○	○	○	○	○	II	3	
(24)	N, N-ビス(2-ヒドロキシプロピル) -アニリン	○	○	○	○	○	III	3	
(25)	3-(2-ヒドロキシエトキシ) プロピルで末端処理されたジメチルシロキサン又はシリコーン	○	○	○	○	○	II	3	
(26)	1, 4-ブタンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(27)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(28)	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	3	
(29)	プロポキシ化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	3	
(30)	1, 6-ヘキサジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(31)	1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(32)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	II	3	
(33)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	II	3	
(34)	2-メチルオキシラン	○	○	○	○	○	II	3	
(35)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	II	3	

27. 熱可塑性ポリエステルエラストマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体とオキシラン・2-メチルオキシラン共重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	イソフタル酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体とポリエチレングリコールのブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
3	イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体と1, 4-ブタンジオール単重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	II	3	乳・乳製品の容器包装に使用する場合、食品に接触する部分に使用してはならない。
4	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体とオキシラン・2-メチルオキシラン共重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
5	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体と1, 4-ブタンジオール単重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
6	無水マレイン酸修飾されたテレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体と1, 4-ブタンジオール単重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

28. 熱硬化性ポリウレタン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリオール化合物の共重合体								
	ア イソシアネート化合物								
(1)	カルボジミド修飾されたジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(2)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(3)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(4)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(5)	2, 4-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(6)	2, 6-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(7)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(8)	ポリメリックジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	イ ポリオール化合物のモノマー								
(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(2)	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(3)	アクリロニトリル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(4)	アジピン酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(5)	N-(2-アミノエチル) -ビベラジン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(6)	アルキルアルコール (C=5~38)	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(7)	安息香酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸・テレフタル酸・4-ヒドロキシ安息香酸・4, 4'-ビフェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	テレフタル酸・2, 6-ナフタレンカルボン酸・4-ヒドロキシ安息香酸・ヒドロキノン・4, 4'-ビフェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	テレフタル酸・4-ヒドロキシアセトアニリド・4-ヒドロキシ安息香酸・6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸・4, 4'-ビフェノール共重合体	○	○	○	○	○	II	1	4-ヒドロキシ安息香酸及び6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸の合計は基ポリマー構成成分に対して55mol%以上であること。 テレフタル酸、4-ヒドロキシアセトアニリド及び4, 4'-ビフェノールの合計は基ポリマー構成成分に対して25mol%以下であること。
4	テレフタル酸・4-ヒドロキシ安息香酸・6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸・4, 4'-ビフェノール共重合体	○	○	○	○	○	II	1	4-ヒドロキシ安息香酸及び6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸の合計は基ポリマー構成成分に対して55mol%以上であること。 テレフタル酸、4-ヒドロキシアセトアニリド及び4, 4'-ビフェノールの合計は基ポリマー構成成分に対して25mol%以下であること。
5	4-ヒドロキシ安息香酸・6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸共重合体	○	○	○	○	○	II	1	

30. フェノール・ホルムアルデヒド共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	II	1	食品接触時間は30分未満であること。

31. フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	メラミン 1 mol に対して反応させるフェノールは 1.4 mol 以下であること。 メラミン 1 mol に対して反応させるホルムアルデヒドは 4 mol 以下であること。

32. フッ素置換ポリオレフィン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・クロロトリフルオロエチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	エチレン・3, 4-ジヒドロ-3-メチレン-2, 5-フランジオン・テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	エチレン・テトラフルオロエチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	エチレン・テトラフルオロエチレン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	エチレン・テトラフルオロエチレン・3, 3, 4, 4, 4-ペンタフルオロプロペン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	エチレン・テトラフルオロエチレン・3, 3, 4, 4, 4-ペンタフルオロプロペン・3, 4-ジヒドロ-3-メチレン-2, 5-フランジオン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	クロロトリフルオロエチレン単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
8	クロロトリフルオロエチレン・テトラフルオロエチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
9	クロロトリフルオロエチレン・テトラフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
10	クロロトリフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
11	テトラフルオロエチレン単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
12	テトラフルオロエチレン・テトラフルオロ-2-ヒドロキシエタンスルホン酸のトリフルオロビニルエーテル共重合体	○	○	-	○	○	III	1	加水分解処理された共重合体及びアンモニウム塩で中和処理された共重合体を含む。
13	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルトリフルオロメチルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
14	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルトリフルオロメチルエーテル・トリフルオロビニルヘptaフルオロプロピルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
15	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルヘptaフルオロプロピルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
16	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルヘptaフルオロプロピルエーテル・無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
17	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルペンタフルオロエチルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
18	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルペンタフルオロエチルエーテル・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
19	テトラフルオロエチレン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
20	テトラフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
21	テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
22	フッ化ビニリデン単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
23	フッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
24	フッ化ビニル単重合体	○	○	-	○	○	I	1	

33. ポリアクリルニトリル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			

1	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
2	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・メタリルスルホン酸のナトリウム塩共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
3	アクリロニトリル・酢酸ビニル共重合体	○	○	—	○	○	II	3	
4	アクリロニトリル単重合体	○	○	○	○	○	I	1	

34. ポリアセタール

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	オキシラン・1, 3, 5-トリオキサン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	オキシランは基ポリマー構成成分に対して6%以下であること。
2	1, 3-ジオキサシクロヘプタン・1, 3, 5-トリオキサン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	1, 3-ジオキサシクロヘプタンは基ポリマー構成成分に対して6%以下であること。
3	1, 3-ジオキソラン・1, 3, 5-トリオキサン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	1, 3-ジオキソランは基ポリマー構成成分に対して6%以下であること。
4	1, 3-ジオキソラン・1, 3, 5-トリオキサン・1, 4-ブタンジオールのジグリシジルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	II	1	1, 3-ジオキソラン及び1, 4-ブタンジオールのジグリシジルエーテルの合計は基ポリマー構成成分に対して6%以下であること。
5	ホルムアルデヒド単重合体	○	○	○	○	○	II	1	

35. ポリアミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・1, 2-アミノラウリン酸・カプロラクタム・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
2	アジピン酸・イソフタル酸・1, 3-キシレンジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	イソフタル酸は酸成分に対して6mol%以下であること。
3	アジピン酸・イソフタル酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	—	—	—	—	○	I	3	
4	アジピン酸・カプロラクタム・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	カプロラクタムは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
5	アジピン酸・1, 3-キシレンジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
6	アジピン酸・1, 3-キシレンジアン・ポリエチレングリコールのビス(3-アミノプロピル)エーテル共重合体	○	○	—	○	○	III	3	ポリエチレングリコールのビス(3-アミノプロピル)エーテルは基ポリマー構成成分に対して10%以下であること。他の基ポリマーと混合せずに使用する場合は厚みは15µm以下であり、他の基ポリマーと混合して使用する場合は厚み200µm以下であること。
7	アジピン酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジアン・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	1, 4-ブタンジアンはジアン成分に対して50mol%以上であること。
8	アジピン酸・1, 4-ブタンジアン共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
9	アジピン酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
10	アジピン酸・ポリテトラメチレングリコール・ラウロラクタム共重合体	○	○	—	○	○	III	3	
11	11-アミノウンデカン酸単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
12	11-アミノウンデカン酸・テレフタル酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	—	○	○	III	3	11-アミノウンデカン酸は基ポリマー構成成分に対して50%以下であること。
13	12-アミノラウリン酸・カプロラクタム共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
14	12-アミノラウリン酸単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
15	安息香酸・テレフタル酸・1, 9-ノナンジアン・2-メチル-1, 8-オクタンジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	調製粉乳等の乳幼児を対象とする食品に使用してはならない。
16	イソフタル酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジアン・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	1, 4-ブタンジアンはジアン成分に対して50mol%以上であること。
17	イソフタル酸・テレフタル酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
18	イソフタル酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	—	—	—	—	○	III	3	
19	イソホロンジアン・カプロラクタム・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	テレフタル酸及びイソホロンジアンの合計は基ポリマー構成成分に対して1%未満であること。
20	カプロラクタム単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
21	カプロラクタム・テレフタル酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
22	ステアリン酸・1, 10-デカンジアン・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
23	セバシン酸・1, 4-ブタンジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
24	セバシン酸・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
25	デカンジカルボン酸・4, 4'-メチレンビス(シクロヘキサミン)共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
26	テレフタル酸・1, 9-ノナンジアン・2-メチル-1, 8-オクタンジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	調製粉乳等の乳幼児を対象とする食品に使用してはならない。
27	テレフタル酸・1, 4-ブタンジアン・1, 6-ヘキサジアン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	1, 4-ブタンジアンはジアン成分に対して50mol%以上であること。
28	トリメシン酸トリクロライド・ビヘラジン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
29	トリメシン酸トリクロライド・1, 3-フェニレンジアン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
30	ラウロラクタム単重合体	○	○	○	○	○	III	3	

36. ポリアミドイミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート・無水トリメリット酸共重合体	○	○	—	○	○	III	1	
2	無水トリメリット酸クロライド・4, 4'-メチレンジアニリン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

37. ポリアリレート

		食品区分								
--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸クロライド・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	4-tert-ブチルフェノールで末端処理されたイソフタル酸クロライド・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

38. ポリイミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル・無水ピロメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	ビス[4-(アリルビスクロ[2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボキシイミド)フェニル]メタン単独共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

39. ポリエステルカーボネート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸クロライド・塩化カルボニル・1, 3-ジヒドロキシベンゼン・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
2	イソフタル酸クロライド・塩化カルボニル・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	イソフタル酸クロライド又はテレフタル酸クロライドとビスフェノールAのエステルは基ポリマー構成成分に対して45～85mol%の範囲であること。テレフタル酸クロライドはエステルを構成する酸成分に対して55mol%以上であること。

40. ポリエチレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1-アルケン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	5	
2	5-エチリデン-2-ノルボルネン・エチレン・プロピレン共重合体	○	-	-	○	○	III	2	
3	エチレン・スチレン共重合体（スチレン単独重合体でグラフト化されたものを含む。）	○	○	○	○	○	III	2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	エチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	5	
5	スチレン修飾されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	
6	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋された1-アルケン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2%未満であること。1-アルケンはプロピレン、1-ブテン、1-ヘキセン及び1-オクテンのうち1種類のみ使用することができる。
7	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2%未満であること。
8	マレイン酸モノエチル修飾されたエチレン単独重合体	○	○	-	○	○	III	2	
9	無水マレイン酸修飾された1-アルケン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
10	無水マレイン酸修飾されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	
11	メタクリル酸グリシジルでグラフト化されたエチレン単独重合体	-	-	-	-	○	I	5	

41. ポリエチレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	アジピン酸及びイソフタル酸の合計は酸成分に対して50mol%未満であること。
2	イソソルビド・エチレングリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	7	イソソルビドが基ポリマー構成成分に対して40mol%以下の場合の最高温度はIIであること。イソソルビドが基ポリマー構成成分に対して41～60mol%の範囲である場合は、121℃を超える温度で使用してはならない。
3	イソフタル酸・エチレングリコール・ジエチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
4	イソフタル酸・エチレングリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
5	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
6	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・ネオペンチルグリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	7	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条に規定する牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装の食品に接触する部分に使用してはならない。
7	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	I	7	
8	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
9	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条に規定する牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装の食品に接触する部分に使用する場合を除き、無水トリメリット酸を酸成分に対して1mol%以下で重合させることができる。

1	エチレングリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・2, 6-ナフタレンジカルボン酸又は2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルは酸成分に対して15mol%であること。 1, 4-シクロヘキサジメタノールはアルコール成分に対して40mol%以下であること。
2	エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・2, 6-ナフタレンジカルボン酸又は2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルは酸成分に対して50mol%以下であること。
3	エチレングリコール・2, 6-ナフタレンジカルボン酸又は2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

43. ポリエチレンフラーノエート

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレングリコール・2, 5-フランジカルボン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

44. ポリエーテルイミド

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジアミノジフェニルスルホン・ビスフェノールA・無水フタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	ビスフェノールA・1, 3-フェニレンジアミン・3-クロロ無水フタル酸・無水4-クロロフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	ビスフェノールA・1, 3-フェニレンジアミン・無水フタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

45. ポリエーテルエーテルケトン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジフルオロベンゾフェノン・ヒドロキノン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

46. ポリエーテルケトン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジヒドロキシベンゾフェノン・4, 4'-ジフルオロベンゾフェノン共重合体	○	○	○	○	-	III	1	酒類の最高温度はIIであること。

47. ポリエーテルスルホン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン・4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	スルホン化処理された4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン・4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	スルホン化処理された4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン・4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
4	スルホン化処理された4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン・4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン・ヒドロキノン共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	

48. ポリ塩化ビニリデン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・アクリロニトリル・イタコン酸・塩化ビニリデン・塩化ビニル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
2	アクリル酸エチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
3	アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
4	アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
5	アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
7	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
8	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
9	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
10	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
11	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
12	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
13	アクリル酸メチル・塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	

14	アクリル酸メチル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
15	アクリロニトリル・塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
16	アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
17	アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
18	塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
19	塩化ビニリデン単重合体	○	○	○	○	○	III	4	
20	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
21	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
22	塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	

49. ポリ塩化ビニル

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
2	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
3	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
4	アクリル酸ブチル・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
5	イタコン酸・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
6	エチレン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
7	エチレン・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	塩化ビニルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
8	塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
9	塩化ビニル・酢酸ビニル・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
10	塩化ビニル・酢酸ビニル・ラウリン酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
11	塩化ビニル単重合体	○	○	○	○	○	III	4	
12	塩素処理された塩化ビニル単重合体	○	○	○	○	○	III	4	塩素は基ポリマー構成成分に対して69%以下であること。
13	加水分解処理された塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	塩化ビニルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。

50. ポリカーボネート

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	塩化カルボニル・セバシン酸・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	塩化カルボニル・1, 1, 1-トリス(4-ヒドロキシフェニル)エタン・ビスフェノールA共重合体	○	○	-	○	○	III	1	
3	塩化カルボニル・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	塩化カルボニル・ビスフェノールA・1, 1-ビス(4-ヒドロキシ-3-メチルフェニル)シクロヘキササン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
5	塩化カルボニル・ビスフェノールA・N-フェニル-3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)フタリミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	ジフェニルカーボネート・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	3-(4-ヒドロキシ-3-メトキシ-3-メトキシフェニル)プロピルポリ(ジメチルシロキサン)共重合体で末端処理された塩化カルボニル・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	II	1	シロキサン部分は基ポリマー構成成分に対して22%以下であること。 C ₂₄ H ₃₈ Si ₂ O ₅ (SiOC ₂ H ₅) _n において26 ≤ n < 50であること。

51. ポリグリコール酸

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸・グリコール酸・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	グリコール酸単重合体	○	○	○	○	○	II	3	ポリエチレンテレフタレート又はポリ乳酸により食品に接触しないように加工する場合に限り、使用することができる。ただし、ポリエチレンテレフタレートに対して2.5%以下で混合する場合は、食品（アルコール濃度15%を超える酒類を除く。）に接触する部分に使用することができる。

52. ポリシクロヘキサジメチレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	-	○	○	III	3	アルコール濃度15%を超える酒類に使用してはならない。
2	エチレングリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	-	○	○	II	3	1, 4-シクロヘキサジメタノールはアルコール成分に対して50mol%以上であること。 アルコール濃度25%を超える酒類に使用してはならない。 アルコール濃度13%を超える酒類に70℃を超えて使用してはならない。
3	1, 4-シクロヘキサジメタノール・2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオール・テレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	-	○	○	II	3	2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオールはアルコール成分に対して40mol%以下であること。 無水トリメチル酸を基ポリマー構成成分に対して0.5%以下で重合させることができる。
4	1, 4-シクロヘキサジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	-	○	○	II	3	アルコール濃度25%を超える酒類に使用してはならない。 アルコール濃度13%を超える酒類に70℃を超えて使用してはならない。

53. ポリシクロヘキサジメチレンナフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			

1	エチレングリコール・スピログリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	アルコール成分に対して、1, 4-シクロヘキサジメタノールは45～55mol%、エチレングリコールは5～20mol%及びスピログリコールは30～40mol%の範囲であること。
---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---

54. ポリスチレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸ブチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上あること。
2	アクリル酸ブチル・スチレン共重合体及びアクリル酸ブチル・スチレン共重合体でグラフト化されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体の混合物	○	○	-	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。スチレン単重合体と1, 3-ブタジエン単重合体のブロック共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
3	エチレン・スチレン共重合体（スチレン単重合体でグラフト化されたものを含む。）	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	スチレン単重合体	○	○	○	○	○	III	2	
5	スチレン単重合体及びスチレン修飾されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体の混合物	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。スチレン単重合体と1, 3-ブタジエン単重合体のブロック共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
6	スチレン単重合体及びスチレン修飾された1, 3-ブタジエン単重合体の混合物	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。スチレン単重合体と1, 3-ブタジエン単重合体のブロック共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
7	スチレン単重合体及びスチレン修飾された1, 3-ブタジエン単重合体の混合物	○	○	○	○	○	III	2	
8	スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。メタクリル酸は基ポリマー構成成分に対して10%未満であること。
9	スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。メタクリル酸は基ポリマー構成成分に対して10%以上であること。
10	スチレン・メタクリル酸・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
11	スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	-	○	○	III	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの合計は基ポリマー構成成分に対して10%以上であること。
12	スチレン・α-メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
13	スチレン・4-メチルスチレン共重合体	○	○	-	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。

55. ポリスルホン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

56. ポリ乳酸

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	ラクチド単重合体	○	○	○	○	○	II	3	D-乳酸は基ポリマー構成成分に対して6%以下であること。スチレン単重合体及びスチレン修飾された1, 3-ブタジエン単重合体の混合物に対して、49%以下で混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。0.3%以下のエチレングリコールジメタクリレートにより架橋させたものを含む。
2	ラクチド単重合体	○	○	○	○	○	II	3	D-乳酸は基ポリマー構成成分に対して6%を超え16%以下の範囲であること。40℃を超え66℃以下の温度で2時間を超えて使用してはならない。66℃を超え100℃以下の温度で30分を超えて使用してはならない。0.3%以下のエチレングリコールジメタクリレートにより架橋させたものを含む。

57. ポリヒドロキシ酪酸

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	3-ヒドロキシヘキサ酸・3-ヒドロキシ酪酸共重合体	○	○	○	○	○	II	3	3-ヒドロキシヘキサ酸は基ポリマー構成成分に対して20mol%以下であること。

58. ポリビニルアルコール

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	加水分解処理されたイタコン酸・酢酸ビニル共重合体及びそのナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
2	加水分解処理された酢酸ビニル・3, 4-ジアセトキシ-1-ブテン共重合体	-	○	-	-	-	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。3, 4-ジアセトキシ-1-ブテンは基ポリマー構成成分に対して8mol%以下であること。
3	加水分解処理された酢酸ビニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体	-	-	-	-	-	I	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。水分活性が0.7以下の食品に限り、使用することができる。ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して80～99mol%の範囲であること。酢酸ビニルは基ポリマー構成成分に対して0～12mol%の範囲であること。ジアセトンアクリルアミドは基ポリマー構成成分に対して1～8mol%の範囲であること。
4	加水分解処理された酢酸ビニル・N-ビニルホルムアミド共重合体	-	-	-	-	-	I	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
5	完全加水分解処理された酢酸ビニル単重合体	○	○	○	○	○	II	3	ポリスチレン又は合成樹脂区分2, 3若しくは4の基ポリマーと混合する場合、混合する基ポリマーの食品区分及び最高温度を適用することができる。

6	部分加水分解処理された酢酸ビニル単重合体	○	○	○	○	○	II	3	ポリスチレン又は合成樹脂区分2、3若しくは4の基ポリマーと混合する場合、混合する基ポリマーの食品区分及び最高温度を適用することができる。
7	ホルムアルデヒド修飾及び完全加水分解処理された酢酸ビニル単重合体	○	○	○	○	○	I	3	

59. ポリフェニルスルフィド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	硫黄・1, 4-ジヨードベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	1, 4-ジクロロベンゼン・1, 2, 4-トリクロロベンゼン・硫化ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	1, 4-ジクロロベンゼン・硫化ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	III	1	酸素存在下における熱架橋反応生成物（酸化架橋型ポリフェニルスルフィド）を含む。

60. ポリフェニルスルホン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン・4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

61. ポリフェニレンエーテル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	2, 6-ジメチルフェノール単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	2, 6-ジメチルフェノール・2, 3, 6-トリメチルフェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

62. ポリプタジエン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1, 3-プタジエン単独シジオタクチック重合体	○	○	-	○	○	I	2	1, 2-結合が70%以上であること。

63. ポリブチルサクシネート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・コハク酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
2	コハク酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
3	コハク酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
4	コハク酸・1, 4-ブタンジオール・2, 5-フランジカルボン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	

64. ポリブチルナフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	2, 6-ナフタレンジカルボン酸又は2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

65. ポリブチレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	アジピン酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	イソフタル酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体と1, 4-ブタンジオール単重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	イソフタル酸・テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	セバシン酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
6	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体と1, 4-ブタンジオール単重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

66. ポリブテン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1-アルケン・1-ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	1-アルケンは1種類以上使用することができる。 1-アルケンが基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。 C=11以上の1-アルケンが基ポリマー構成成分に対して10%以下であること。
2	イソブテン単重合体	○	○	○	○	○	II	2	
3	1-ブテン単重合体	○	○	○	○	○	II	2	合成樹脂区分5又は6の基ポリマーと混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。

67. ポリプロピレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1-アルケン・エチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	6	
2	1-アルケン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	6	
3	イソブレン修飾されたプロピレン単重合体	○	○	○	○	○	III	6	イソブレンは基ポリマー構成成分に対して1.0%以下であること。 100℃を超える温度で30分を超えて使用してはならない。
4	エチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	6	
5	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋されたエチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	エチレン・プロピレン共重合体中のプロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2%未満であること。
6	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋されたプロピレン単重合体	○	○	○	○	○	III	2	ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2%未満であること。
7	プロピレン単重合体	○	○	○	○	○	III	6	
8	無水マレイン酸修飾されたエチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
9	無水マレイン酸修飾されたプロピレン単重合体	○	○	○	○	○	III	6	

68. ポリプロピレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1, 3-プロパンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	

69. ポリメタクリル酸メチル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
3	アクリル酸ブチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
5	アクリル酸メチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
6	スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
7	メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	-	○	○	II	3	メタクリル酸グリシジルは基ポリマー構成成分に対して5%以下であること。
8	メタクリル酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	-	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 メタクリル酸は基ポリマー構成成分に対して5%以下であること。
9	メタクリル酸メチル単重合体	○	○	○	○	○	II	3	合成樹脂区分4の基ポリマーに対して5%以下で混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。

70. ポリメチルペンテン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1-アルケン (C=2~18)・4-メチル-1-ペンテン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	1-アルケンには1種類以上使用することができる。 C=2~5の1-アルケンは基ポリマー構成成分に対して10mol%以下であること。 C=6~10の1-アルケンは基ポリマー構成成分に対して8mol%以下であること。 C=12~18の1-アルケンは基ポリマー構成成分に対して3mol%以下であること。
2	無水マレイン酸修飾された1-アルケン (C=2~18)・4-メチル-1-ペンテン共重合体	○	○	-	○	○	III	2	1-アルケンには1種類以上使用することができる。 C=2~5の1-アルケンは基ポリマー構成成分に対して10mol%以下であること。 C=6~10の1-アルケンは基ポリマー構成成分に対して8mol%以下であること。 C=12~18の1-アルケンは基ポリマー構成成分に対して3mol%以下であること。 無水マレイン酸は基ポリマー構成成分に対して10%以下であること。
3	4-メチル-1-ペンテン単重合体	○	○	-	○	○	III	2	

71. ホルムアルデヒド・メラミン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	尿素・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させる尿素は0.75mol以下であること。 メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは4mol以下であること。
2	ベンゾグアナミン・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させるベンゾグアナミンは0.75mol以下であること。 メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは4mol以下であること。
3	ホルムアルデヒド・4-メチルベンゼンスルホンアミド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させる4-メチルベンゼンスルホンアミドは0.75mol以下であること。 メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは4mol以下であること。
4	ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは3mol以下であること。

備考

- a 表中「食品区分」の欄は、次のとおりとする。
- ① 「○」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用可能であることを示す。
 - ② 「－」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用不可であることを示す。
- b 表中「最高温度」の欄は、次のとおりとする。
- ① 「Ⅰ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が70℃であることを示す。
 - ② 「Ⅱ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃であることを示す。
 - ③ 「Ⅲ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃を超えることを示す。
- c 表中「合成樹脂区分」の欄は、次のとおりとする。
- ① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上のポリマー又は架橋構造を有し、融点が150℃以上のポリマー（4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
 - ② 「2」は、吸水率が0.1%以下のポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
 - ③ 「3」は、吸水率が0.1%を超えるポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
 - ④ 「4」は、塩化ビニル又は塩化ビニリデンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
 - ⑤ 「5」は、エチレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
 - ⑥ 「6」は、プロピレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
 - ⑦ 「7」は、テレフタル酸及びエチレングリコールに由来する部分の割合が50mol%以上のポリマーであることを示す。